神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱

平成30年3月8日 市長決定、最終改正令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。)の定めによるほか、神戸市ふれあいのまちづくり条例(平成2年3月条例第40号)の理念に基づき、ふれあいのまちづくり協議会(以下、「協議会」という。)に対する助成金の交付等に関して必要な事項を定めることで、市民が福祉、環境、防災、教育等、さまざまな分野において主体的に取り組む地域活動の推進を図ることを目的とする。

(助成対象活動)

第2条 この要綱に定める助成金の交付対象となる活動(以下、「助成対象活動」という。)、助成金を交付する条件(以下、「助成条件」という。)及び助成額については、協議会が当該年度内に実施する地域活動として、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。

(対象外経費)

- 第3条 次に掲げる経費については助成金の交付対象とならないものとする。
 - (1)他の地域団体その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金(協議会が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く)
 - (2)活動を伴わない、単に、地域団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与、 報酬等
 - (3) 慶弔費
 - (4) 飲食を主たる目的とした会合に係る経費
 - (5)国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充 当される経費
 - (6) その他市長が不適と認めたもの

(助成金の申請)

- 第4条 申請者は、補助金規則第5条第1項により助成金の交付を申請するときは、ふれあいのまちづくり助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 助成金申請額內訳書(申請書添付書類(1))
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項第1号及び第2号の書類については、当該申請者が第8条により提出した前年度の実績報告の 内容と変更がない場合は、これを省略することができる。
- 3 申請者が次の各号に掲げる助成対象活動にかかる助成金の交付を申請する場合は、当該各号に定め る要件を満たさなければならない。
 - (1) 別表第3 申請者が神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱(平成9年6月20日市長決定)による「防災福祉コミュニティ」であること。
 - (2) 別表第4 申請者が神戸市エコタウンまちづくり支援要綱(平成13年3月30日市長決定)によるエコタウン団体の登録決定を受けていること。
 - (3) 別表第5 申請者が神戸市市民花壇実施要綱(昭和37年4月1日決定)による市民花壇の承認を受けていること。
 - (4) 別表第6 申請者がまちの美緑花ボランティアに関する要綱(平成13年1月15日建設局長決定)によるまちの美緑花ボランティア組織の認定を受けていること。

(助成金の交付決定)

- 第5条 市長は、補助金規則第6条により助成金の交付決定を行うときは、申請者に対して、ふれあいのまちづくり助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。このとき、助成金の額(以下、「交付決定額」という。)は、別表第1から別表第6までに定める各区分の上限を超えない範囲の額の合計額とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。
- 2 助成金の交付の決定を受けた申請者(以下、「交付協議会」という。)は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従うものとする。
- 3 市長は、補助金規則第6条第3項により助成金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、申請者 に対してふれあいのまちづくり助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (助成金の請求)
- 第6条 交付協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、ふれあいのまちづくり助成金交付請求書 (様式第4号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに助成金を交付協議会に概算払により支払うものとする。

(申請の変更等)

- 第7条 交付協議会は、新たに助成対象活動を実施する場合又は第5条第1項の交付決定を受けた助成 対象活動の実施回数等が増加する場合は、あらかじめ、ふれあいのまちづくり助成金変更承認申請書 (様式第5号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 交付協議会は、第5条の交付決定を受けた助成対象活動の全部を中止し、又は廃止する場合は、ふれ あいのまちづくり助成対象活動中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならな い。
- 3 市長は、前2項の申請があった時は、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めた時は、その旨をふれあいのまちづくり助成金交付決定変更通知書(様式第7号)又はふれあいのまちづくり助成対象活動中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により交付協議会に通知するものとする。このとき、交付決定額は、承認後の助成対象活動に基づき、別表第1から別表第6までに定める各区分の上限を超えない範囲の額の合計額とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。

(実績報告等)

- 第8条 交付協議会は、補助金規則第15条により助成対象活動の実績を報告しようとするときは、ふれ あいのまちづくり助成金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し なければならない。
 - (1)活動実績一覧表(実績報告書添付書類(1))
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の確定及び精算等)

- 第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、助成対象活動の実施状況(以下、「活動内容」という。)を 審査し、交付決定額を上限として、次項に定めるところにより助成金の交付額を確定し、交付協議会に ふれあいのまちづくり助成金確定通知書(様式第10号)を通知するものとする。
- 2 市長は、次に掲げるとおり助成金の額を確定するものとする。
 - (1) 別表第1及び別表第3から別表第6までの助成対象活動については、前項の審査により、第5条により交付の決定(第7条による承認がある場合は、同条の決定とする。)の際に付した助成条件を満たさない場合は、その差額を減額する。
 - (2) 別表第2の助成対象活動については、助成対象活動ごとに要した経費の額が、助成対象活動ごとの交付決定額より低い場合は、その差額を減額する。
 - (3)前2号にかかわらず、天災地変等、交付協議会の責めに帰さない事情により交付決定されてい

た助成対象活動を中止した場合は、市長が特に必要と認めた場合は、補助金規則第 10 条第 1 項ただし書の規定により、助成対象活動を実施するために既に執行した経費のうち、市長が認める額を交付することができる。

- (4) 助成対象活動(別表第2の助成対象活動を除く。以下この号において同じ。)に要した経費の総額が、助成対象活動の交付決定額よりも低い場合は、その差額を減額する。
- 3 市長は、第1項により確定した助成金の額(以下、「交付確定額」という。)が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第3項により、第1項の通知を省略することができる。
- 4 市長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、交付協議会に対して速やかに当該差額を 請求するものとする。
- 5 交付協議会は、前項の請求があった場合は、定められた納付期限内に支払わなければならない。 (助成金の取消し及び返還)
- 第10条 市長は、補助金規則第19条第1項各号に該当すると認めたときは、交付協議会に対し、助成金の交付の決定を取り消すものとする。なお、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 2 市長は、前項により助成金の交付を取り消したときは、交付協議会にふれあいのまちづくり助成金交付決定取消通知書(様式第11号)を通知するものとし、既に交付した助成金については、補助金規則第20条及び第21条に基づき、特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、加算金及び遅延利息を付したうえで、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 市長は第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、必要があると認めると きは、次に掲げる事項を公表し、及び当該交付協議会に対し、当該活動年度から起算して5年間は助成 金の申請を認めないことができる。
- (1) 交付協議会の名称
- (2) 第1項の規定により助成金の交付を取り消した旨
- (3) 前項の規定により助成金の返還をさせる場合にあってはその旨及びその額

(助成金の管理等)

- 第11条 交付協議会は、助成金の管理のため、助成金の使途を明確にした帳簿類の整備、管理及び領収書等の保管等による適正な経理を行い、当該助成金の活動の終了又は中止(廃止)後、当該活動年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 交付協議会は、当該助成金により取得した備品等について、補助金規則第24条により、当該助成金 の交付の目的に従い適正に管理しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項に関する書類の提出及び報告を求めることができ、交付 協議会はこれに従うものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、交付協議会に対し実地調査をおこなうことができ、交付協議会はこれに従うものとする。

(区長への委任)

- 第12条 市長は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)第54条第5号により、第3条から第11条までの事務を区長に委任する。この場合において、第3条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「区長」と読み替え、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「市長及び区長」と読み替えるものとする。
- 2 区長は、第5条第1項の交付決定に際し、総合的に支援を行うため、地域活動支援に関わる各所管課 や区社会福祉協議会、その他の関係機関と連携して他の事業、施策を勘案し十分な調整を行うものとす る。

- 3 各区は、交付協議会の活動内容について、日常から把握し、必要な助言等の支援に努めなければならない。また、各区の助言及び支援にあたっては、地域協働局及び関係する部局が連携して行うものとする。
- 4 各区は、当該年度の助成実績を別に定める様式により、地域協働局及び関係する部局に対し報告するものとする。

(細目委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域協働局長が別に定める。なお、本助成の実施にあたって、この要綱に定めのない事務の取扱いについては、各区において必要に応じて要領等を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 ふれあいのまちづくり助成実施要綱(平成14年4月1日施行)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○別表第1 (第2条関係) 地域福祉活動メニュー

助成対象活動	助成条件	助成額	
助成対象活動 1. 地域における福祉 事業 2. 地域における子育で表渉・多世代交流事業	・協議会が年度内に実施を計画する地域におまける福祉活動(ただし、支施を計画する地域に活動や協議会会員のみの参加を予定している活動を対象とし、上限額を200,000円とする・当該活動については、公益的な活活動は場合とし、特定の個人のみを対象とする活動が出たない・年度内の実施回数が自己を表し、1回数が自己を表したが発生しての表が自己を表別で表別では、1回数を表別では、1回数がでは	助成額 1回 5,000円 上限 200,000円 1回 6,000円 上限 300,000円	
	広く対象とすること ・年度内の実施回数が申請回数に満たない場合 は、1回ごとの差額を返金すること		

○別表第2 (第2条関係) 提案型活動 (区要領)

- /************************************	,	
助成対象活動	助成条件	助成額
別表第1から別表		
第6までによる助		
成対象活動のほ		
か、様々な分野で		
の地域課題解決へ	マモが ウルフ 亜 海 トフ	区長が定める要領
の取り組みや地域	区長が定める要領による	による
特性を活かした先		
駆的な活動とし		
て、区長が定める		
要領による		

○別表第3 (第2条関係) 防災福祉メニュー

助成対象活動	助成条件	助成額
防災福祉コミュニティ運営活動	必須活動	年 140,000 円
	・総合訓練 1回以上	
(必須活動に必要な経費を含む	・ブロック訓練 1回以上	
団体の活動費)	・防災リーダー養成等	
	1 名以上	

○別表第4 (第2条関係) エコタウンメニュー

助成対象活動	助成条件	助成額			
広報活動	上限4回	配布枚数に応じた次の基準とする 配布枚数×5円/枚×発行回数			
提案型環境活動	上限 120,000 円 「低炭素分野」 「低炭素分野」 「循盤然力 野」 「自力」 「事」 「事」 「野」 「野」 「多野」 「野」 「野」 「多野」 「野」 「多りの でである。 での でである。 できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる	活動参加者数に応じた次の基準とする 参加延べ人数 ~9名=5,000円 $10\sim14$ 名= $10,000$ 円 $15\sim19$ 名= $15,000$ 円 $20\sim24$ 名= $20,000$ 円 $25\sim29$ 名= $25,000$ 円 $30名\sim=30,000$ 円 但し、クリーン作戦については次の基準とする 参加延べ人数 ~49名= $5,000$ 円 $50\sim74$ 名= $10,000$ 円 $75\sim99$ 名= $15,000$ 円 $100\sim149$ 名= $20,000$ 円 $150\sim199$ 名= $25,000$ 円			

○別表第5 (第2条関係) 市民花壇メニュー

助成対象活動	助成条件	助成額		
市民花壇育成	市長から承認を受けた市民花壇を良	市民花壇の設置月に応じた次の基準		
管理活動	好に育成すること	とする		
		・4~5月年15,000円		
		・6~7月年13,000円		
		・8~9月年11,000円		
		·10~11月年9,000円		

○別表第6 (第2条関係) まちの美緑花ボランティアメニュー

助成対象活動	助成対象活動		
都市公園等にかかる	都市計画法による都市公園等に関連する業務	別表Aのとおり	
ボランティア活動	を適切に実施すること		

<別表A> ボランティア組織への助成金交付基準 項目別助成金額表

(単位:円)

			\sim 2, 000 m ²	\sim 5,000 m ²	\sim 10, 000 m ²	\sim 20, 000 m ²	$20,001\mathrm{m}^2\sim$
	面積割(諸経費相当)		14円/m²	9 円 / m²	5円/m²	3 円 / m²	2 円 / m²
			複数公園を管理している場合は、面積区分欄の金額に11円を加算した額とする。				
基本復作	清掃	月1回	15, 000	22,000	30, 000	44,000	55,000
須 作 業 (月2回以上	34, 000	44,000	64, 000	90,000	120,000
必	灌	水	15,000	30,000	60,000	90,000	120,000
	除草	年1回	10,000	15,000	20,000	30,000	36,000
		年2回	20,000	30,000	40,000	60,000	72,000
	草刈	年3回以上	34,000	44,000	65,000	90,000	120,000
	中低	木剪定	7,000				
	高木剪定(下枝払い)		4,000				
	スポット花壇		5, 000				
	塗 装		3, 000				
	側溝・枡の土砂上げ		3,000				
選択	砂場管理		10,000				
作業	トイレ清掃		直接清掃を行う場合 60,000 業者清掃を補助する場合 2,000				
未	トイレ管理		2,000				
	運動広場(多目的広 場)利用調整		60,000				
	テニスコート利用調整		20,000				
	プレ	ーパーク指導	20,000				
	駐車場管理		20,000				
	ビオトープ・せせら ぎ等管理		20,000				
	公園林の手入れ		20,000				
	公園事務所管理		20,000				

[※]算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。